

2011. 10. 13

～渡航情報（スポット情報）～

（件名）

ナイジェリア：外国人ビジネスマン誘拐事件の発生に伴う注意喚起

1. 報道によれば、10月2日、サウジアラビア人ビジネスマンが、ラゴスに到着した直後に誘拐・監禁され、身代金が要求される事件が発生しました（その後、10月8日、同人はナイジェリア警察当局によって無事救出されました。）。

2. 今回の事件は、商談を口実に被害者をナイジェリアに呼び出した上で誘拐・監禁し、所属先や家族に対し身代金の支払いを要求する、いわゆる「419詐欺事件」の一種である可能性が高いとみられています。

「419詐欺事件」とは、架空の商談等を口実にして前渡し金や商品を詐取する国際詐欺事件の総称であり、ナイジェリア刑法で詐欺罪を規定している419条に抵触する犯罪のため、このように呼ばれています。犯人側から被害者へのアプローチの方法は、従来の手紙やFAXによるものから、最近では電子メールの利用が主流となっています。これに加え、最近では、架空の商談等を口実に被害者を現地におびき寄せて誘拐・監禁し、身代金を要求する事例が増加傾向にあるとされています。2008年9月には商談のために日本人ビジネスマンが南アフリカ共和国のヨハネスブルグ空港を訪れたところ、その商談が偽りであり、犯人グループに拉致監禁され、身代金を要求される事件が発生しました（その後、同人は無事解放されました。）。

なお、「419詐欺事件」に関する詳細は、2008年11月6日付け広域情報「国際的詐欺事件（通称419事件）に対する注意喚起」及び2006年5月29日掲載の「海外邦人事件簿 Vol. 47（おいしいメールと国際詐欺）」等を御参照ください。

3. ついては、今後、類似の事件に巻き込まれることのないよう、ナイジェリアを訪問される際には、次の諸点にあらかじめ十分注意してください。

●訪問前に、弁護士等に問い合わせるなどして、商談相手の信頼度を確認してください。ナイジェリアでは公的証明書や契約書の偽造は珍しくなく、商談相手の信用度の判定には十分な注意を要します。

●面談は自社、信頼できる関連会社、または人目のあるホテル等で必ず行ってください。

●商談相手の素性が知れない場合、相手方の指定する場所に赴くことや車に同乗することは絶対に避けてください。

●このような予防措置をとったにもかかわらず監禁されて現金などを奪われた際は、クレジットカードの情報を教えるよう強要されることがあります。この場合、故意であるか否かにかかわらず誤った情報を伝えると危害を加えられる恐れがありますので正確に伝えてください。

4. ナイジェリアに渡航・滞在する場合には、危険情報・スポット情報の内容に十分留意し、在ナイジェリア大使館等から最新の治安関連情報を入手し、誘拐・テロ事件等不測の事態に巻き込まれないよう十分注意してください。なお、外務省海外安全ホームページには、パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」、「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策Q&A」等を掲載しておりますので、併せて御参照ください（<http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph.html>）。

（問い合わせ先）

○外務省領事局邦人テロ対策室（テロ、誘拐に関する問い合わせ）

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：（代表）03-3580-3311（内線）3680

○外務省領事局海外邦人安全課（テロ、誘拐に関する問い合わせを除く）

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2306

○外務省領事サービスセンター（海外安全担当）

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902

○外務省 海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp/>（携帯版）

○在ナイジェリア日本国大使館

住所：No.9 Bobo Street (off Gana Street), Maitama, Abuja,  
Nigeria (P.M.B. 5070 WUSE)

電話：(234-9) 461-3289、461-3290

FAX：(870) 600-315-545